

はじめに

昭和 44 年改正地方自治法 2 条 5 項

市町村は、その事務を処理するに当っては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない

→平成 23 年法改正（法律第 35 号）で削除（当時は 4 項）

昭和 43 年（全面）改正都市計画法 15 条 3 項

市町村が定める都市計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、かつ、都道府県知事が定めた都市計画に適合したものでなければならない

→現在も存続（農振法 10 条 2 項の同趣旨規定も）

但し、他法において、「地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即して」等と規定されていたものは平成 23 年法改正で削除

1 基本構想策定の義務付け廃止

存置メルクマールの設定—判定—重点 3 分野の設定（そのうちの 1 つが計画義務付け）

当時を想起すると

基本構想について

存続メルクマール非該当、計画存置基準非該当

当時を想起すると

- ・名称、手続も含め、自由度拡大
- ・なおかつ象徴的意味もある

木寺元『地方分権改革の政治学』（2012 年）171 頁

「…自治制度官庁は、かつて基礎自治体の計画行政の「統合」を図ろうと、「自治憲章」の代わりに導入した基本構想の義務付けを放棄してまで、「義務付け・枠付け」の見直しに協力した（松本 2011：204）…」

2 判例における基本構想の現れ方

- ① 伊丹市パチンコ店独自規制事件
- ② 与野市合併住民訴訟事件

3 基本構想の来歴

①松本英昭氏の回想における長野士郎行政局長の発想

②柴田啓次氏の回想と「市町村計画策定方法研究報告」(昭和41年)

研究会委員は磯村英一(委員長)、恒松制治、川口諦、喜多登、下河辺淳、吉田達の各氏

- ・3段階モデルの提示
- ・議会の位置づけ

4 国会審議から

①地方自治法改正

- ・義務付けへの違和感
- ・広域市町村圏設定への誘導の危惧
- ・基本法としての地方自治法

②都市計画法改正

- ・都市計画決定への議会関与と基本構想
言い訳的に後者が使われているー法律と通達での位置づけからも
- ・佐野議員の奮闘
議会関与と住民参加

むすび

・施策の形成における議会及びその議決 国の制度設計側の評価は変化しているのかどうか

・基本構想の今後

現在の基本構想から <資料>

- ・名古屋市基本構想(昭和52年!)
- ・「第8次豊田市総合計画」

→それぞれにおける具体的計画(ex.都市計画)にとっての意義は